産前・産後期間の国民健康保険税が減額されます

令和6年1月1日施行



対象者　由利本荘市の国民健康保険に加入している令和５年１１月以降出産予定または出産された方

※妊娠85日以上の分娩が対象となります。

（死産・流産・早産された方を含む）

対象期間　出産予定月（または出産月）の前月から４か月間

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の３か月前から6か月間



【単胎】

３か月前	２か月前	**１か月前**	**出産月**	**１か月後**	**２か月後**	３か月後	４か月後

【多胎】

３か月前	**２か月前**	**１か月前**	**出産月**	**１か月後**	**２か月後**	３か月後	４か月後

対象期間の所得割額・均等割額が年税額から減額されます！

・妊産婦本人に係る分について適用します。

・施行日前の出産の場合でも、対象月が施行日以後に該当する場合は該当月分を免除します。
令和５年11月に出産の場合、令和６年１月分のみ該当します。

要届出　産前・産後のどちらでも届出できます

※出産予定日の6か月前から届出できます

必要書類
- 母子（親子）健康手帳等、妊娠（出産）の事実の分かる書類
- 本人、世帯主のマイナンバーの分かる書類

届出受付
- 由利本荘市役所税務課、各総合支所市民サービス課

・届出受付後、減額後の税額は税務課からの通知によりご確認ください。
・納付した税額が減額後の税額を上回っている場合は還付します。
・課税限度額を超過している世帯の場合、減額にならないことがあります。
・税額について、詳しくは下記にお問い合わせください。

〇お問い合わせ〇
〒０１５－８５０１
由利本荘市尾崎１７番地　由利本荘市役所　税務課
TEL　０１８４－２４－６３０６（国保税班）